

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人村上学園
② 設置大学名称	東大阪大学・東大阪大学短期大学部
③ 担当部署	総務部
④ 問合せ先	soumu@higashiosaka.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025年12月23日
⑥ 点検結果の公表日	2025年12月26日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.higashiosaka.ac.jp
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育目的、教育目標、教育方針を大学ホームページにおいて、ステークホルダーに対して明示している。
実施項目1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の実質化	各学部・学科において、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを明確に示している。シラバス書式変更等により、学習成果の可視化に結び付け、学生へ学びの道筋を示すよう努めている。 自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等により教育の質の向上に取り組んでいる。
実施項目1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則に学長・副学長・教授会等の設置を定め、権限と役割の明確化を図っている。 教授会は教授会規程において定めている教育研究に関する事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。
実施項目1－1④	説明
教職協働体制の確保	事務分掌にて定めている各部署及び各委員会は教員と職員で構成されており、運営において教職協働体制を確保している。 教授会決定事項等について教授会終了後、事務局長が部課長会議（教授会資料・議事録配付）を月1回開催し、部課長より部署の職員へ報告及び資料を回覧することにより情報を共有している。
実施項目1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	授業及びキャンパスライフに対する学生の満足度の向上と本学のディプロマポリシーの実現に必要な教職員の能力・資質を育成することを目的としている。 FD・SD委員会を中心に授業方法、配慮の必要な学生への対応、留学生の教育指導、教員の研究支援、大学の運営、職員の資質向上等の改善に取り組むよう計画し、優先すべき課題に関する研修会を実施している。

原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性	法人事務局が、各学校園の見解を収集した上で、大学および村上学園の中長期的な内外環境を踏まえて、具

のある計画の策定	体的な中期計画を策定し、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度末に中期計画の進捗状況や到達状況を把握し、結果を理事会に報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき「学問を通して人間をつくる教育」に努めているとともに、生涯教育の一環としての科目等履修の制度、教養を高め文化の向上に資するための公開講座、社会人の受け入れについては社会人入試を設けている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>子どもを取り巻く環境は、少子化、それに対する高齢化など社会全体の問題であり、子どもの健やかな成長・発達を願い、子どもの視点にたち、社会状況や子どもの実態を踏まえて、子どもに関する総合的な教育・研究を進めていくことを目指すためこども研究センターを設置している。</p> <p>東大阪市と「つどいの広場」事業委託契約を締結し、地域の子育てを支える活動に取り組んでいる。</p> <p>本学独自として、学生と教職員で企画運営したイベントを開催し、地域住民へ参加の呼びかけや、こども研究センター内のこども文庫を地域に開放している。また、随時、子育て・発達・教育相談に応じている。</p> <p>産官学地域連携室を設置し、東大阪市と締結している「東大阪市大学連絡協議会」では、近隣の6大学合同で公開講座を実施している。</p>

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。</p> <p>障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すため、「障がいのある学生への支援の基本方針」を定め、学生支援部を中心に配慮等に努めている。</p> <p>留学生と日本人学生の交流の場として、七タイベント、フットサル、弁論大会、料理大会等を異文化交流室及び国際交流センター等にて実施している。</p>

	国際交流センターでは、留学生の多くを占めるベトナムや中国の言語に対応する職員が常駐し、支援に努めている。また、多国籍な留学生等のため、礼拝室を設置している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員 8 名（総数 15 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」、「理事選任機関運営規程」に定め、明確にしている。理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規程」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。</p> <p>理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関するなどを「寄附行為」、「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を招集し、全ての理事が評議員会に出席し、決議を必要とする事項に関し改めて必要な説明を行い、評議員会は、決議を必要とする事項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行うこととなっている。</p> <p>理事会、評議員会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。</p>
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p> <p>学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、外部研修会への参加を奨励している。</p>

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p> <p>会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p>
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」に定め、監事は、会計監査人と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。</p>
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また監事が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p> <p>学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、外部研修会への参加を奨励している。</p>

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしている。</p> <p>評議員選任のための評議員選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」及び「評議員選任機関運営規程」に従い、適切に評議員選任を行っている。</p>
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」及び「評議員会運営規程」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関するなどを「寄附行為」、「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」に定め、適切に運営している。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を招集し、全ての理事が評議員会に出席し、決議を必要とする事項に改めて必要な説明を行い、評議員会は、決議を必要とする事項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行うこととなっている。</p> <p>理事会、評議員会及び理事会の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運</p>

	「常規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理規程」を定め、理事長を危機管理統括責任者とし、リスクの顕在化防止に努める等、危機管理体制を整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	役員及び職員の業務遂行が、関係法令や学内規定等を遵守することを確保するために「コンプライアンス規程」を定め、理事長を最高責任者とし、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開規程、個人情報保護に関する規程を定め、教育研究活動、財務情報等を大学ホームページ（基本情報ページ）に公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	必要な情報が分かりやすくシンプルに配置した大学ホームページの構成を工夫している。学部・学科の特色ある科目の説明と免許・資格別の修得必要科目の履修モデルを公開している。財務情報では学校法人会計の特徴や勘定科目の内容を掲載し、ステークホルダーへの理解促進に努めている。

II－II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明